

最低賃金の改定に関する意見書

日本経済の先行きについては、輸出環境の改善や経済対策及び金融政策の効果などを背景に、景気回復の動きが見られる一方、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、雇用情勢についても、改善の動きが見られるものの、労働者を取り巻く情勢は、所得の低迷や格差の拡大など依然として厳しい状況である。

こうした中、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者賃金の最低額を法律により保障し、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットとしての役割が一層重要になっていることから、制度の趣旨に則した適正な運用が求められている。

よって、国におかれては、平成25年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
- 2 生活保護水準との隔たりを解消すること。
- 3 特定の産業に設定されている特定最低賃金の改定に当たっては、対象となる産業の労使の主導により決定されるものであるとの制度趣旨を周知徹底し、また、神奈川地方最低賃金審議会において改定の必要性を審議する際には、対象となる産業の労使も参加する場において審議することについて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長